A1-1375年保存(常)(令和8年12月31日まで)FN. A1-2-3

鹿務第2149号令和3年11月8日

各 部 長各参事官 殿各所属長

 本
 部
 長

 担当
 企画第二係
 Tul

両立支援面談の実施について (通達)

県警察においては、「「鹿児島県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画」の策定について(通達)」(令和3年3月31日付け鹿務第637号)に基づき、各種取組を推進しているところであるが、このたび、子育てや介護等により時間的制約のある職員が一層活躍できる職場環境を構築するため、下記のとおり、鹿児島県警察情報管理システムにおける職員サポート業務(以下「職員サポートシステム」という。)を活用した「両立支援面談」を実施することとしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、本通達は令和3年11月8日から施行する。

記

1 趣旨

出産や子育で、介護等により時間的制約のある職員について、組織的な情報共有を図るとともに、当該職員の身上指導を担う所属の幹部に、両立支援に特化した指導及び助言を適時適切に行わせることにより、組織的な支援の充実を図るものである。

2 定義

この通達における用語の定義は、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鹿児島県条例第27号。以下「勤務時間等条例」という。)、勤務時間等条例に基づく規程、鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年鹿児島県条例第51号。以下「育児休業等条例」という。)、育児休業等条例に基づく規程及び「鹿児島県警察情報管理システムにおける職員サポート業務実施要領の制定

について(通達)」(令和2年3月26日付け鹿監第37号ほか)に定めるもののほか, 次に定めるところによる。

(1) 両立支援面談

身上指導の機会に限らず、職員自身や配偶者の出産予定のほか、要介護者の介護等により、勤務時間や勤務場所等に配慮が必要な場合又は今後配慮が必要となる可能性がある場合において、当該職員の身上指導を担う所属の幹部職員が両立支援に特化して行う面談(以下「面談」という。)をいう。

(2) 面談対象者

ア 出産予定者(配偶者を含む。)

イ 勤務時間等条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。) を介護する者

(3) 指導責任者

ア 本部各課にあっては課長補佐及び術科師範,科学捜査研究所にあっては科長, 交通機動隊にあっては隊長補佐,機動隊にあっては中隊長,警察学校にあって は校長補佐,警察署にあっては課長,幹部派出所及び警備派出所にあっては所 長の職にある者とし,面談実施者に指定する。

イ 指導責任者は、面談や身上指導(以下「面談等」という。) に関する実質的な責任者をいい、職員に関する面談等を行うことを任務とする。

(4) 指導確認者

ア 本部各課にあっては理事官,科学捜査研究所にあっては副所長,交通機動隊, 高速道路交通警察隊及び機動隊にあっては副隊長,警察学校にあっては副校長, 警察署にあっては副署長又は次長の職にある者とする。

なお、高速道路交通警察隊副隊長にあっては指導責任者を兼務するものとする。

イ 指導確認者は、2の(5)に規定する指導管理者を補佐するとともに、所属における面談等に関する事務を掌理することを任務とする。

(5) 指導管理者

ア 所属長、警察署長とする。

イ 指導管理者は、所属における面談等に関する責任者をいい、所属職員に対す る面談等に関する事務を総括することを任務とする。

3 面談実施要領

(1) 出産予定の者(配偶者を除く。)

ア 妊娠報告時

(ア) 面談実施者は,面談対象者から妊娠した旨の報告を受けた場合にあっては, 当該面談対象者に対し,職員サポートシステムによるコミュニケーションシ ート(以下「コミュニケーションシート」という。)への登録を促し、登録後、当該コミュニケーションシートを活用して面談を実施すること。この場合において、母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている就業制限、深夜勤務及び時間外勤務の制限、出産・子育てに関する休暇、育児休業制度等の諸制度について説明し、積極的な制度利用を促すものとする。

また,妊娠中の女性の健康状態は,個人差が大きく,日々変化するものであるから,面談実施者は,面談対象者の健康や安全に配慮し,必要があると認められる場合には,本人の意思を尊重しつつ,超過勤務命令を抑制するとともに業務分担の見直しを行うこと。

(イ) 面談実施者は、コミュニケーションシートに面談結果を登録すること。 イ 産前休暇前

- (ア) 面談実施者は、面談対象者の出産予定日のおおむね5か月前の時点において、当該面談対象者とコミュニケーションシートを活用して2回目の面談を実施すること。この場合において、休暇中の過ごし方、復帰後における働き方やキャリアプランについて助言及び指導を行うととももに、積極的な制度利用を促し、業務分担の見直しを行うこと。
- (イ) 面談実施者は、コミュニケーションシートに面談結果を登録すること。 ウ 育児休業中及び復帰前における支援
 - (ア) 面談実施者は、面談対象者が育児休業中に毎年5月及び11月の2回、面談 (電話聴取を含む。以下3の(1)ウ(イ)及びエにおいて同じ。)を実施すること。 この場合において、当該面談対象者が求める情報を提供するほか、平素の過ごし方、悩み等について聴取するとともに、復帰後の働き方等に関する助言及び指導を行うこととし、面談結果にあっては、適宜、職員サポートシステムによる身上指導簿等(以下「身上指導簿等」という。)に登録するものとする。

なお、出産後3か月未満の面談対象者に対する最初の面談時期にあっては、 9月から2月までの間に出産した者は最初の5月、3月から8月までの間に 出産した者は最初の11月に面談を実施するものとする。

(イ) 面談実施者は、面談対象者の復帰前に面談を実施すること。この場合において、復帰希望日や復帰希望所属等を把握するとともに、スムーズな職場復帰支援を図ること。

面談実施者は、職員サポートシステムによる育児休業復帰前面接シートに 面談結果を登録すること。

エ その他

育児休業中に第二子,第三子等を妊娠した者にあっては,3の(1)ア及びイに 規定する面談を省略することができるものする。ただし,この場合において, 出産・子育てに関する休暇,育児休業制度の取得期間等について聴取し,その 結果を身上指導簿等に登録すること。

(2) 配偶者が出産予定の者

ア 妊娠報告時

- (ア) 面談実施者は、面談対象者から配偶者が妊娠した旨の報告を受けた場合にあっては、当該面談対象者に対し、コミュニケーションシートへの登録を促し、登録後、当該コミュニケーションシートを活用して面談を実施すること。この場合において、育児参画が仕事と生活の両立のみならず、女性活躍推進の観点からも重要である旨理解させ、出産補助休暇、育児参加休暇及び育児休業制度(以下「出産補助休暇等」という。)について説明するとともに、当該面談対象者が育児参画促進に資する両立支援制度を円滑に利用できるよう取得予定を立て、業務分担の見直しを行うものとする。
- (イ) 面談実施者は、コミュニケーションシートに面談結果を登録すること。

イ 配偶者の出産予定日のおおむね2か月前

- (ア) 面談実施者は、面談対象者の配偶者の出産予定日のおおむね2か月前の時点において、当該面談対象者とコミュニケーションシートを活用して2回目の面談を実施すること。この場合において、出産補助休暇等の積極的な取得を促し、業務分担の見直しを行うとともに、出産補助休暇等を取得する不安や抵抗感の軽減を図ること。
- (イ) 面談実施者は、コミュニケーションシートに面談結果を登録すること。

ウ 出産日のおおむね1週間後

(7) 面談実施者は、面談対象者の配偶者の出産日のおおむね1週間後の時点において、当該面談対象者とコミュニケーションシートを活用して3回目の面談を実施すること。この場合において、面談対象者が出産補助休暇等を取得していない場合(取得予定を含む。)にあっては、再度、積極的な取得を促すものとする。ただし、当該面談対象者が出産補助休暇等を取得している場合又は取得中である場合にあっては、電話による面談を行うなど柔軟に対応すること。

なお,当該面談対象者が出産補助休暇のみ取得している場合,同休暇終了後,速やかに面談を行い,育児参加休暇及び育児休業の取得を促すこと。

- (イ) 面談実施者は、コミュニケーションシートに面談結果を登録すること。
- エ 取得結果の登録

面談実施者は,面談対象者が出産補助休暇等を取得した場合,その都度,コミュニケーションシートに取得結果を登録すること。

オ その他

育児休業の取得期間が1年以上である場合又は指導管理者が必要と認める場合にあっては、3の(1)ウを準用する。

(3) 要介護者を介護する必要がある者

ア 面談実施者は、面談対象者から介護に関する相談を受けた場合にあっては、 当該面談対象者に対し、コミュニケーションシートへの登録を促し、登録後、 当該コミュニケーションシートを活用して面談を実施すること。この場合にお いて、家庭環境、悩み等を聴取するとともに、利用可能な制度について教示し、 積極的な制度利用を促すものとする。

イ 面談実施者は、コミュニケーションシートに面談結果を登録すること。

4 指導管理者の役割

- (1) 指導管理者は、組織全体で両立支援に関する意識を醸成するなど良好な職場環境の構築に努めること。
- (2) 指導管理者は、面談対象者に係る面談の実施状況を適宜確認するとともに、業務負担等の問題が認められる場合には、面談実施者に必要な見直しを行うよう指導すること。
- (3) 指導管理者は、本部関係所属と緊密に連携し、両立支援に関する情報の共有を図るとともに、面談対象者に対する支援を充実させること。

5 警務部警務課長の役割

- (1) 警務部警務課長(以下「警務課長」という。)は、各所属における面談の実施 状況等を都度確認するとともに、両立支援に関する情報提供を図るなど指導管理 者と連携し、面談対象者に対する支援を充実させること。
- (2) 警務課長は、面談結果に基づき、人事的措置の必要性を検討するほか、必要に応じ、是正措置を講ずること。

6 留意事項

- (1) 指導管理者は、この通達の定めるもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するなど組織的支援を要する者に対する面談が必要であると判断した場合は、面談実施者に面談を実施させること。
- (2) 指導管理者は、面談対象者が指導責任者である場合、鹿児島県警察の組織に関する訓令(昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号)第4条第1項に規定する「調査官等」である場合等は、指導責任者については当該面談対象者の直近の上位職の者を、指導確認者については当該指導責任者の直近の上位職の者を指定する。

- この場合において、当該指導責任者の直近の上位職が指導管理者であるときは、 当該指導責任者が指導確認者を兼務するものとする。
- (3) 面談対象者は、家族の具体的な状況等について、コミュニケーションシートに登録し難い場合は、口頭その他適宜の方法により、所属の上司又は警務部警務課宛てに相談するなど柔軟に対応すること。
- (4) 面談実施者は、面談対象者が予定した休暇等の取得状況を適時把握し、本人の意向を確認しつつ、確実な取得に向け、本制度にとらわれず、積極的に声掛けを行うこと。